

非課税上場株式等管理及び非課税累積投資約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>第2条 非課税口座開設届出書等の提出等 (省 略)</p> <p>①「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等 (省 略)</p> <p>② (省 略)</p> <p>2. (省 略)</p> <p>3. 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」について、同一の勘定設定期間に異なる証券会社又は金融機関へ重複して提出することはできません。</p> <p>4. ～9. (省 略)</p> <p>第3条 非課税管理勘定の設定</p> <p>非課税口座に係る非課税の特例を受けるための非課税管理勘定（当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法等に定める上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記録若しくは記載又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に記載の非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2. 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同1月1日）において設けられます。</p> <p>第3条の2 累積投資勘定の設定</p> <p>非課税口座に係る非課税の特例を受けるための累積投資勘定（当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2037年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設</p>	<p>第2条 非課税口座簡易開設届出書等の提出等 (現行どおり)</p> <p>①「非課税口座簡易開設届出書」等 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 「非課税口座簡易開設届出書」等について、同一の勘定設定期間に異なる証券会社又は金融機関へ重複して提出することはできません。</p> <p>4. ～9. (現行どおり)</p> <p>第3条 非課税管理勘定の設定</p> <p>非課税口座に係る非課税の特例を受けるための非課税管理勘定（当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法等に定める上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記録若しくは記載又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条の「非課税口座簡易開設届出書」、「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に記載の非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2. 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座簡易開設届出書」又は「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同1月1日）において設けられます。</p> <p>第3条の2 累積投資勘定の設定</p> <p>非課税口座に係る非課税の特例を受けるための累積投資勘定（当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2042年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設</p>

現行	改正
<p>けられるものをいいます。以下同じ。)は、第2条の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に記載の累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2. 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（設定しようとする累積投資勘定に係る年分の1月1日前に提供があつた場合には、同1月1日）において設けられます。</p>	<p>けられるものをいいます。以下同じ。)は、第2条の「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」、「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に記載の累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2. 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」又は「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（設定しようとする累積投資勘定に係る年分の1月1日前に提供があつた場合には、同1月1日）において設けられます。</p>
<p>第3条の3 累積投資勘定を設定した場合の所在地確認</p> <p>当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があつた場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、租税特別措置法その他の法令に定める氏名及び住所と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下、「確認期間」といいます。）に、租税特別措置法等により定める方法により、確認します。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p>	<p>第3条の3 累積投資勘定を設定した場合の所在地確認</p> <p>当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」等（「非課税口座簡易開設届出書」等の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があつた場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、租税特別措置法その他の法令に定める氏名及び住所と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下、「確認期間」といいます。）に、租税特別措置法その他法令等により定める方法により、確認します。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p>
<p>2. (省 略)</p>	<p>2. (現行どおり)</p>
<p>第4条 非課税管理勘定及び累積投資勘定における処理</p> <p>非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等（<u>租税特別措置法第37条の14第1項各号に掲げる株式等</u>をいいます。以下同じ。）の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税管理勘定において処理します。</p>	<p>第4条 非課税管理勘定及び累積投資勘定における処理</p> <p>非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税管理勘定において処理します。</p>
<p>2.～3. (省 略)</p>	<p>2.～3. (現行どおり)</p>
<p>第8条 非課税口座内上場株式等の払出しに關す</p>	<p>第8条 非課税口座内上場株式等の払出しに關す</p>

現行	改正
<p>る通知</p> <p>非課税口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合（第6条第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から払い出されたものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は「取引報告書等の電磁的方法による交付に係る取扱規定」に基づいて行う電子交付により通知します。</p> <p>ただし、非課税口座内上場株式等が特定口座に払い出される場合及び第5条第1号口及び第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものは、当社は、租税特別措置法施行令に基づき当該払出しに係る通知を省略することができるものとします。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第13条 非課税口座に係るその他の細目 （省 略）</p> <p>第14条 契約の解除 （省 略）</p> <p>①お客様から租税特別措置法第37条の14第17項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 ②～⑤ （省 略）</p> <p>第33条 出国時の取扱い</p> <p>お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、第3章の2（第28条及び第32条を除きます。）の適用があるものとして取り扱います。</p> <p>第41条 非課税口座の開設</p> <p>お客様が20歳到達年（2017年から2023年までの年に限ります。）の1月1日に未成年者口座を開設している場合（出国中である場合を除</p>	<p>る通知</p> <p>非課税口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合（第6条第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から払い出されたものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は「取引報告書等の電磁的方法による交付に係る取扱規定」に基づいて行う電子交付により通知します。</p> <p>ただし、非課税口座内上場株式等が特定口座に払い出される場合及び第6条第1号口及び第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものは、当社は、租税特別措置法施行令に基づき当該払出しに係る通知を省略することができるものとします。</p> <p><u>第13条 非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い</u></p> <p><u>お客様が当社に対して「非課税口座簡易開設届出書」等を提出し、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第16項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから特定口座（未開設の場合は一般口座）での取引として取扱わせていただきます。</u></p> <p>第13条の2 非課税口座に係るその他の細目 （現行どおり）</p> <p>第14条 契約の解除 （現行どおり）</p> <p>①お客様から租税特別措置法第37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 ②～⑤ （現行どおり）</p> <p>第33条 出国時の取扱い</p> <p>お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、第3章の2（第28条及び第32条を除きます。）の適用があるものとして取扱いします。</p> <p>第41条 非課税口座の開設</p> <p>お客様が20歳到達年（2017年から2023年までの年に限ります。）の1月1日に未成年者口座を開設している場合（出国中である場合を除きま</p>

現行	改正
<p>きます。)、租税特別措置法第 37 条の 14 第 33 項の規定に基づき、当社はお客様より非課税適用確認書が添付された非課税口座開設届出書が提出されたものとみなして同年 1 月 1 日に非課税口座を開設し、第 2 章の適用があるものとして取り扱います。</p> <p>附則 この約款は、<u>2020年4月1日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>す。)、租税特別措置法第37条の14第33項の規定に基づき、当社はお客様より非課税適用確認書が添付された非課税口座開設届出書が提出されたものとみなして同年1月1日に非課税口座を開設し、第2章の適用があるものとして取扱います。</p> <p>附則 この約款は、<u>2021年3月19日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>